

白岡市議会委員会条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 6人 <u>経営企画部</u>、<u>総務部</u>、<u>生活経済部</u>（地域振興課に限る。）及び会計課の所管に関する事項並びに他の委員会に属しない事項</p> <p>(2) 文教厚生常任委員会 6人 <u>生活経済部</u>（環境課に限る。）、健康福祉部及び教育委員会の所管に関する事項</p> <p>(3) 産業建設常任委員会 6人 <u>生活経済部</u>（商工観光課及び農政課に限る。）、都市整備部、上下水道部及び農業委員会の所管に関する事項</p> <p>(4) 略</p>	<p>(常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 6人 <u>総合政策部</u>、<u>市民生活部</u>（地域振興課及び市民課に限る。）及び会計課の所管に関する事項並びに他の委員会に属しない事項</p> <p>(2) 文教厚生常任委員会 6人 <u>市民生活部</u>（環境課に限る。）、健康福祉部及び教育委員会の所管に関する事項</p> <p>(3) 産業建設常任委員会 6人 <u>市民生活部</u>（商工観光課及び農政課に限る。）、都市整備部、上下水道部及び農業委員会の所管に関する事項</p> <p>(4) 略</p>